

森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 27 条及び 34 条に基づき、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する費用に充てるための国税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源(市負担分)に充当しています。

《森林環境譲与税の使途の状況》
森林環境譲与税収入額 11,977千円

区 分		令和元年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 森林環境譲与税 充当額
			特 定 財 源			一般財源 (市負担分)	
			国県支出金	地方債	その他		
事業費等の内訳	幼稚園施設維持補修事業	12,704	0	0	0	12,704	11,977